



トピックス P2 商品テスト情報「いざという時の窓ガラス用防犯アラームについて」

発行 / 富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html
「くらしの情報とやま」は富山県のホームページにも掲載しています。 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00000963.html



「就職に有利！」としつこい勧誘電話で 契約した資格講座。～解約したい～

相談

3ヶ月前に、福祉関連の資格講座に関する資料を請求しました。その後、業者から電話でしつこい勧誘があり、「この講座で資格を取れば就職にも有利！仕事は紹介する。」と説明されました。失業中だったので、「この機会に資格を取ろう！」と決心し、受講料36万円を支払って契約しました。その後、資格を取ったのですが、業者から「その資格だけでは通用しない。就職には他の資格も必要だ。」とされました。仕事も紹介されないので返金してほしいのですが…。
(30歳代 男性)

回答

これは、「資格商法」といって、主な手口は次のとおりです。
職場へ執拗に電話をかけ、「受講するだけで資格が取れる」「会社が受講を推薦している」などのセールストークを用いて強引な勧誘を行う。考える時間を与えず、強引に応諾を迫り、消費者があいまいな返事をしたことをとらえて、契約の成立を主張する。その後直ちに契約書等の書類を送りつけ、代金支払いを迫る。さらに、過去に講座を受講した消費者に、新たな講座の契約をさせる「二次被害」も多い。

この商法は、法律で「電話勧誘販売取引」にあたり、クーリング・オフ（ ）ができます。また、クーリング・オフ期間が過ぎていても勧誘方法や契約内容に問題があれば、解約できる場合があります。この相談者の場合、クーリング・オフ期間を過ぎていましたが、「仕事を紹介する」などのセールストークに問題があったので、内容証明郵便で解約通知を出すよう助言しました。

資格を取ったからといって、すぐに仕事があるとは限りません。電話等で受講を勧められた時は、資格の内容や講座の費用・支払方法などを調べ、自分に必要かどうかよく考えること、受講しない場合は、あいまいな返事をせずに毅然とした態度ではっきりと断ること、が大切です。

(契約書の受領日から8日間であれば、無条件で解約できる制度)

資格商法



こんな事故に注意!

“自転車用傘ホルダー”に差し込んでいた 傘が車輪に巻き込まれ大けが!

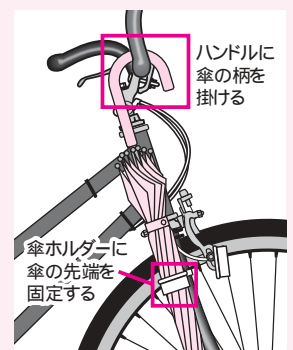
自転車に乗る際に傘が運転の邪魔にならないように収納しておく、いわゆる「傘ホルダー（ ）」に傘を差し込んで走行中、傘の先端が前輪に巻き込まれたため、前方に身体が飛ばされて顔面に大けがを負ったという事故が国民生活センターに寄せられました。(事故品は、傘の先端を部品1個で固定し、傘の柄をハンドルに掛けて使用する「1点留め式」のタイプ。)

・このタイプの傘ホルダーは、ハンドルの状態やハンドルへの傘の掛かり方、走行する路面状況等により、傘がはずれる恐れがあります。はずれた傘が前輪に巻き込まれると大きな事故になる可能性が高いので、使用は避けましょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。

<http://www.kokusen.go.jp>

なお、片手で傘を差しながらの運転は法律等で禁止されていますので、ルールを守り安全に自転車を利用しましょう!



商品テスト 情報

いざという時の窓ガラス用防犯アラームについて ～窓からの侵入者をアラームで威嚇!!～

“空き巣”などが住宅に侵入する手口の中で、全国的に最も多いのが「ガラス破り」です（北陸地区は鍵のかかっていない場所からの侵入が最も多い）。

その対策の一つに「窓ガラス用防犯アラーム」があり、窓を破って侵入する空き巣などを強烈な警報音で威嚇し、侵入行為を止めさせる効果があるといわれています。この商品について、仕様や性能テストを消費生活センターで行いました。（北陸三県共同テスト）（調査期間：平成20年12月～平成21年2月 調査対象：12銘柄）



ステッカー

窓ガラス用防犯アラームのテスト結果

- ・12銘柄の価格は、580円～4,460円で家電量販店、ホームセンターで容易に購入できました。
- ・侵入行為を検知する種類には、振動、衝撃、破壊、開閉がありました。
- ・固定方法は、ほとんどが両面テープで貼るタイプ（一部は吸盤タイプ）でした。
- ・使用電池は、単4アルカリ電池、アルカリボタン電池、リチウムボタン電池でした。
- ・本体裏の「警戒中」「防犯装置作動中」などの表示が屋外から見え、侵入者に威嚇するステッカーがありました。
- ・3試験球（鋼球、木球、ゴム球）の落下による感度テストでは、3試験球とも敏感に感知するもの、3試験球とも感知せずガラスを破壊しないと感知しないものなど、感知センサーの性能に大きな違いが見られました。
- ・アラームの音の大きさは約85～99dB/mで、約20～60秒間鳴り続けました。
- ・付属のマグネット（開閉に感知:6銘柄）の検知距離は、本体と約16～41mm離れるとアラームが鳴りました。

注意しましょう！

[購入時に留意すること]

- ・本体の性能（アラームの鳴り続ける時間や感度など）に差があるので、取り付けた窓に合せて必要とする性能や大きさを確認して選びましょう。
- ・電池交換時期を知らせるものや、「警戒中」などのステッカーがあるものを選ぶとよいでしょう。
- ・開閉でアラームが鳴るマグネットのあるものは、開け閉めごとに「解除」「警戒」のスイッチ切替が必要であることや、本体だけで使用できないことも考えて選びましょう。

[取付け・維持管理で留意すること]

- ・取扱説明書をよく読み、本体の取り付けは、窓の開閉時に接触しない場所で、スイッチの切替や電池交換がしやすい高さを選びましょう。
- ・正常に作動するか、電池が切れていないか定期的に確認しましょう。

テストの結果はテストのために購入した商品のみに関するものです。

夏の省エネ ～生活を見直してみましよう!～



28



夏は消費電力の増える季節です。でも、一人ひとりのちょっとした工夫や心がけにより、消費電力を減らし、地球温暖化を防ぐことができます。

家庭やオフィスにおいても、28 を目安とした室温設定、冷蔵庫などの効率的な使用、エコドライブの実践など、身近にできることから省エネルギーをはじめましょう!

冷房は28 を目安に温度設定をしましょう。

電気製品を使わないときはプラグを抜きましょう。

冷房は必要なときだけつけましょう。

テレビを見ないときは消しましょう。

冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置しましょう。

シャワーは流しっぱなしにしないようにしましょう。

冷蔵庫内の詰め込みすぎに注意しましょう。

加減速の少ない運転を心がけましょう。

省エネタイプの家電製品を選びましょう。

アイドリングはできる限りしないようにしましょう。

新型インフルエンザ感染防止に係る生活関連物資の価格調査を行っています!

国内での新型インフルエンザ発生をうけて、県では、個人でできる感染防止対策を徹底していただくよう、お願いしていますが、マスク等の安定的供給が懸念されています。

このため、新型インフルエンザの感染防止に必要な次の生活関連物資について、当分の間、月1回、価格調査を行い、平均価格を公表しています。

調査している生活関連物資(4品目)

マスク、薬用ハンドソープ、うがい薬、除菌用ウェットティッシュ



調査結果については、県のホームページでご覧になれます。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

なお、平成18年5月から、ガソリン(ハイオク、レギュラー)、軽油、灯油(店頭、配達)、プロパンガスの価格調査も行っており、その結果もホームページからご覧になれます。

お問い合わせ先

富山県県民生活課消費生活班 TEL 076-444-3129 FAX 076-444-3477



Q 加工食品について、表示が義務付けされていない項目は次のうちどれでしょう?

A 加工日 原材料名 保存方法 内容量

(答えはP4)



● 高岡市に「消費生活相談コーナー」が新設されました！ ●

高岡市では、平成21年7月1日から、エルパセオ内に消費生活相談コーナーを新設し、電話及び来訪による消費生活相談を実施しています。

1. 場 所 エルパセオ1階（高岡市御旅屋町1222-3）
2. 相 談 日 月曜日～金曜日（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
3. 相談時間 午前9:00～午後4:00
4. 電話番号 0766 - 28 - 1141



● 滑川市の消費生活相談窓口に専任の相談員が配置されました！ ●

滑川市では、平成21年7月1日から、新たに、専任の消費生活相談員を配置し、電話及び来訪による消費生活相談を実施しています。



1. 窓 口 生活環境課
2. 配 置 日 月～木曜日
3. 相談時間 午前9:00～午後4:00（祝日、年末年始を除く）
4. 電話番号 076 - 475 - 2111（内325）

消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター..... TEL076 - 443 - 2047
(富山市新桜町7番38号富山市役所本庁舎内)

総合行政センター

大沢野 TEL 076 - 467 - 5810 婦 中 TEL076 - 465 - 2115
大 山 TEL 076 - 483 - 1212 山 田 TEL076 - 457 - 2113
八 尾 TEL 076 - 454 - 3114 細 入 TEL076 - 485 - 9001

魚津市..... TEL 0765 - 23 - 1003
滑川市..... TEL 076 - 475 - 2111（内323）
黒部市..... TEL 0765 - 54 - 2111（内316）
舟橋村..... TEL 076 - 464 - 1121（内29）
上市町..... TEL 076 - 472 - 1111（内103）
立山町..... TEL 076 - 462 - 9963
入善町..... TEL 0765 - 72 - 1100（内132）
朝日町..... TEL 0765 - 83 - 1100（内232）
砺波市..... TEL 0763 - 33 - 1111（内143）
庄川支所..... TEL 0763 - 82 - 1902

富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号（富山県民生センター内）
消費生活相談 TEL 076 - 432 - 9233
消費者金融・多重債務相談 TEL 076 - 433 - 3252
URL <http://pref.toyama.ip/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時（土・日曜、休日、年末年始を除く）
毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

高岡市市民協働課..... TEL 0766 - 20 - 1522
(高岡市広小路7番50号)

福岡行政センター..... TEL 0766 - 64 - 5333

氷見市..... TEL 0766 - 74 - 8010
小矢部市..... TEL 0766 - 67 - 1760(内732)
南砺市..... TEL 0763 - 23 - 2035

行政センター

福野 TEL 0763 - 22 - 1101 平 TEL 0763 - 66 - 2132
井波 TEL 0763 - 82 - 1181 上平 TEL 0763 - 67 - 3212
城端 TEL 0763 - 62 - 1213 利賀 TEL 0763 - 68 - 2112
福光 TEL 0763 - 52 - 1571 井口 TEL 0763 - 64 - 2212
射水市(大島庁舎)..... TEL 0766-52-7966

地区行政センター

新湊 TEL 0766 - 82 - 1964 大門 TEL 0766 - 52 - 7397
小杉 TEL 0766 - 57 - 1636 下 TEL 0766 - 59 - 8095

富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号（本丸会館 新館5階）
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談 TEL 0766 - 25 - 2777
富山県消費者協会（富山県消費生活センター内）
土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
TEL076-432-5690 午前9時～午後4時